

平成30年度 第11回今帰仁村農業委員会総会

| | | | | |
|-----------|----------------------------|--------|-----|-------|
| 招 集 年 月 日 | 平成31年 2月25日 (月) | | | |
| 開 催 場 所 | 役場第2会議室 | | | |
| 開 催 日 時 | 平成31年 2月25日 午前 9時 33分 開 会 | | | |
| | 平成31年 2月25日 午前 11時 15分 閉 会 | | | |
| 出 席 委 員 | 1 番 | 大竹 恭弘 | 6 番 | 比嘉 盛和 |
| | 3 番 | 大城 司 | 7 番 | 米須 清和 |
| | 4 番 | 鈴木 江美子 | 8 番 | 與那嶺 清 |
| | 5 番 | 神谷 正 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 欠席委員番号 | 2 番 | 謝花 喜美 | | |
| 議事録署名委員 | 8 番 | 與那嶺 清 | 1 番 | 大竹 恭弘 |

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

| | |
|---------------|---|
| 議 長 (開 会) | <p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成30年度 第11回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>2番 謝花 喜美(じゃはな よしみ)委員から欠席の届出がありましたが、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p> |
| 議 長 (日程第1) | <p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p> |
| | (異議なしの声あり) |

| | |
|---------------|--|
| 議 長 | 異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、8番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員、1番 大竹 恭弘（おおたけ やすひろ）委員を指名します。 |
| 議 長 （日程第2） | 日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。 |
| | （異議なしの声あり） |
| 議 長 | 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。 |
| 議 長 （日程第3） | 日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。 |
| 事 務 局 | （諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了・中途解約のお知らせについて 報告2 農地転用許可不要届のお知らせについて |
| 議 長 （日程第4） | 日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第 63号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 64号 農用地利用集積計画取り消しの意見決定について 議案第 65号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 66号 非農地証明願いについて 議案第 67号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第63号から第67号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが4件ございます。現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。 |
| | （異議なしの声あり） |
| 議 長 | 異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。 |
| | 休憩（現地調査） 午前 9時 36分 再開 午前 10時 41分 |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは私のほうから議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 1ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、説明がありました議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>番号1番の申請は贈与になっていますが、譲受人・譲渡人は血縁関係があるのですか。</p> |
| 委 員 | <p>地元委員からの補足説明として、お互い遠い親戚関係にあたり、譲渡人の通院の送迎等を譲受人が面倒みているようです。</p> |
| 議 長 | <p>よろしいでしょうか。議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第64号「農用地利用集積計画取り消しの意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは私のほうから議案第64号「農用地利用集積計画取り消しの意見決定について」を説明いたします。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>お手元の資料 5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第64号「農用地利用集積計画取り消しの意見決定について」の内容を説明)</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、説明がありました議案第64号「農用地利用集積計画取り消しの意見決定について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>議案書の農振区分の表示についてですが、農振区域内外ではなく農用地区域内外ではないでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>すみません。農用地区域内外に修正お願いします。</p> |
| 議長 | <p>よろしいでしょうか。議案第64号「農用地利用集積計画取り消しの意見決定について」異議はございませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>議案第64号「農用地利用集積計画取り消しの意見決定について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第65号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、私のほうから議案第65号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 7ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第65号「農用地利用集積計画の意見決定について」の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、説明がありました議案第65号「農用地利用集積計画の意見決定について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>整理番号9から13番の所有者が亡くなっている利用権申請についてですが、相続人は何名ですか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 3名の相続人の承諾書をもらっています。 |
| 委員 | これは相続関係図はつけないんですか。 |
| 事務局 | これまではつけてもらったことはありません。村の住基等の情報で確認できる件については事務局で確認します。確認できない件については相続関係が分かる資料を提出方向で検討します。 |
| 議長 | よろしいでしょうか。議案第65号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| 議長 | 議案第65号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 それでは、続きまして、議案第66号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | それでは私のほうから議案第66号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の資料 11ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。 |
| 議長 | ただ今、説明がありました議案第66号「非農地証明願いについて」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。 |
| 委員 | 非農地としては問題ないが、全体を墓地として扱うには広すぎる気が…。課税としては一部分が墓地、残りの部分はその他の地目という形になるんでしょうか。 |
| 委員 | おそらく墓地でない部分も含めて墓地と評価されると思います。広い土地なら地目を分けると思うが、この土地は小さいので…。 |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>よろしいでしょうか。議案第66号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。</p> |
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | <p>議案第66号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは、私のほうから議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番から説明いたします。</p> <p>お手元の資料 12ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第67号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、説明がありました議案第67号整理番号1番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p> |
| | (質疑なしの声あり) |
| 議 長 | <p>議案第67号整理番号1番について異議はございませんか。</p> |
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | <p>異議なしとのことですので、議案第67号整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第67号整理番号2番についての説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは私のほうから、議案第67号整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第67号整理番号2番について内容を説明)</p> |

| | |
|-----|---|
| | 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。 |
| 議長 | ただ今、説明がありました議案第67号整理番号2番につきまして補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。 |
| 委員 | 議案書で申請うち面積が小数点有りで表示されていますが、畑は小数点以下はないと思います。面積の出し方として。 |
| 委員 | 最終的に地目変更して宅地になったときに測量した小数点有りの面積になってくると思います。 |
| 委員 | ただ今は畑だから小数点の表示は出来ないと思います。 |
| 事務局 | 県の方に申請地目の宅地と畑表記の仕方について確認します。 |
| 委員 | それとこの測量士の方にも一度確認した方がいいと思います。 |
| 事務局 | わかりました。 |
| 議長 | よろしいでしょうか。議案第67号整理番号2番について異議はございませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| 議長 | 異議なしとのことですので、議案第67号整理番号2番については原案通り可決決定いたします。 つづきまして議案第67号整理番号3番の説明をお願いします。 |
| 事務局 | それでは私のほうから、議案第67号整理番号3番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第67号整理番号3番について内容を説明) 以上です。 |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | ただ今、説明がありました議案第67号整理番号3番について、補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。 |
| | (質疑なしの声あり) |
| 議 長 | 議案第67号整理番号3番について異議はございませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 異議なしとのことですので、議案第67号整理番号3番については原案通り可決決定いたします。 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は平成31年3月25日(月)を予定しています。これにて平成30年度第11回総会を閉会します。</p> |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | 閉会時刻 午前 11時 15分 |
| | |
| | 会長 米須 清和 印 |
| | |
| | 議事録署名委員 |
| | 印 |
| | |
| | 印 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |